

○ 関税定率法（明治四十二年法律第五十四号）（抄）（第一条関係）	1
○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）（第二条関係）	20
○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）（第三条関係）	62
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）（抄）（附則第六条関係）	77
○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（抄）（附則第七条関係）	78
○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）（附則第八条関係）	80
○ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）（抄）（附則第九条関係）	82

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
<p>（航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例）</p> <p>第四条の六（省略）</p> <p>（削る）</p>		<p>（航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例）</p> <p>第四条の六 同上</p>
<p>（相殺関税）</p> <p>第七条 外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物の輸入が本邦の産業（当該補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与える、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の輸出者若しくは生産者（以下この条から第八条の二までにおいて「供給者」という。）又は輸出国若しくは原産国（これらの国の一部である地域</p>	<p>（相殺関税）</p> <p>第七条 外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物の輸入が本邦の産業（当該補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与える、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の輸出者若しくは生産者（以下この条及び次条において「供給者」という。）又は輸出国若しくは原産国（これらの国の一部である地域</p>	

である地域を含む。以下この条から第八条の二までにおいて「供給国」という。)及び期間(五年以内に限る。)を指定し、当該指定された供給者又は供給された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物(以下この条において「指定貨物」といふ。)で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表のものにつき、別表の税率による関税のほか、当該補助金の額と同額以下の関税(以下この条以下の関税(以下この条において「相殺関税」といふ。)を課すことができる。ただし、当該補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置(第一号に係るものに限る。)その他の同号に規定する紛争解決機関に定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。

2516(省略)

17 指定貨物について次に掲げる事情の変更がある場合において、必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により課される相殺関税の変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。)又は廃止をすることができる。同項の規定により課される相殺関税の変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。)をする場合において、次の各号に掲げる事情の変更のいずれをも勘案してその必要があると認められるときは、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

一・二(省略)

18 指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される相殺関税の変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。)又は廃止をすることを求めることがで

を含む。以下この条及び次条において「供給国」という。)及び期間(五年以内に限る。)を指定し、当該指定された貨物(以下この条において「指定貨物」といふ。)で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該補助金の額と同額以下の関税(以下この条において「相殺関税」といふ。)を課すことができる。ただし、当該補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置(第一号に係るものに限る。)その他の同号に規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。

2516同上

17 指定貨物について次に掲げる事情の変更がある場合において、必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により課される相殺関税を変更(同項の規定により指定された期間の変更を含む。以下この項及び次項において同じ。)し、又は廃止することができる。第一項の規定により課される相殺関税を変更する場合において、次の各号に掲げる事情の変更のいずれをも勘案してその必要があると認められるときは、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

一・二同上

18 指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される相殺関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

きる。

19
27 (省略)

28 第十七項から第二十一項まで及び前項（第二号を除く。）の規定は、第九項の規定により受諾された約束の変更（有効期間の変更を含む。）をする場合について準用する。

29
33 (省略)

（不当廉売関税）

第八条 不当廉売（貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格（以下この条及び次条において「正常価格」という。）より低い価格で輸出のために販売することをいう。以下この条において同じ。）がされた貨物の輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与える、若しくは与えるおそれがある場合において、本邦の産業の確立を実質的に妨げること（以下この条及び次条において同じ。）に実質的な損害を与えるおそれがある場合は、若しくは与えるおそれがある場合において、本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条及び次条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額（以下この条において「不当廉売差額」という。）と同額以下の関税（以下この条において「不当廉売関税」という。）を課すことができる。

2 前項の場合のほか、不当廉売がされた貨物のうち、第九項の規定に

19
27 同上

28 第十七項から第二十一項まで及び前項（第二号を除く。）の規定は、第九項の規定により受諾された約束の変更（有効期間の変更を含む。）する場合について準用する。

29
33 同上

（不当廉売関税）

第八条 不当廉売（貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格（以下この条において「正常価格」という。）より低い価格で輸出のために販売することをいう。以下この条において同じ。）がされた貨物の輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与える、若しくは与えるおそれがある場合において、本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条及び次条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額（以下この条において「不当廉売差額」という。）と同額以下の関税（以下この条において「不当廉売関税」という。）を課すことができる。

2 前項の場合のほか、不当廉売がされた貨物のうち、第九項の規定に

による措置（以下この項において「暫定措置」という。）がとられ、かつ、次の各号に掲げる貨物の区分に応じ当該各号に定める期間内に輸入された指定貨物があるときは、これらの貨物について、別表の税率による関税のほか、政令で定めるところにより、不当廉売関税を課することができる。この場合において、当該暫定措置がとられた期間内に輸入された貨物について課することができる不当廉売関税の額は、第九項第一号の規定により課された暫定的な関税又は同項第二号の規定により提供を命ぜられた担保により保証された額を限度とする。

一・二（省略）

三 その輸入が短期間に大量に行われたことにより、本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を生じさせたと認められる貨物で、次に掲げる貨物のいずれかに該当し、かつ、当該輸入の時期、当該輸入に係る貨物の数量その他の状況を勘案して、前項の規定による不当廉売関税を課するだけでは本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の再発を防止することが困難であると認められるもの暫定措置がとられた日の九十日前の日と調査開始の日とのいずれか遅い日以後前項の規定による指定がされた日の前日までの期間

イ 不当廉売がされたことにより過去に本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を生じさせた貨物
ロ 当該貨物が不当廉売がされたものであり、かつ、その輸入により本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が生ずることをその輸入者が知っていた又は知り得べき状態にあつたと認められる貨物

（省略）

4 3

第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売がされた貨物の輸入の事実

による措置（以下この項において「暫定措置」という。）がとられ、かつ、次の各号に掲げる貨物の区分に応じ当該各号に定める期間内に輸入された指定貨物があるときは、これらの貨物について、別表の税率による関税のほか、政令で定めるところにより、不当廉売関税を課することができる。この場合において、当該暫定措置がとられた期間内に輸入された貨物について課することができる不当廉売関税の額は、第九項第一号の規定により課された暫定的な関税又は同項第二号の規定により提供を命ぜられた担保により保証された額を限度とする。

一・二 同上

三 同上

イ 不当廉売されたことにより過去に本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を生じさせた貨物
ロ 当該貨物が不当廉売されたものであり、かつ、その輸入により本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が生ずることをその輸入者が知っていた又は知り得べき状態にあつたと認められる貨物

（同上）

4 3

第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された貨物の輸入の事実

実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し不当廉売関税を課することと求めることができる。

5 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

6・7 (省略)

8 政府は、前項に規定する約束の申出があつた場合において、十分な証拠により、不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができるときは、その約束（有効期間が五年以内のものに限る。）を受諾することができる。政府が約束の申出を受諾したときは、政府は、当該約束に係る貨物の輸出者が第五項の調査を完了させることを希望する場合を除き、同項の調査を取りやめることができる。

9 政府は、第五項の調査が開始された日から六十日を経過する日以後において、その調査の完了前においても、十分な証拠（前項の規定により受諾された約束の違反があつたときは、最大限の入手可能な情報）により、不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（九月以内で政令で定める期間内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、当該貨物を輸入しようとする者に対し、次のいずれかの措置をとることができる。

一・二 (省略)

及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し不当廉売関税を課することと求めることができる。

5 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

6・7 同上

8 政府は、前項に規定する約束の申出があつた場合において、十分な証拠により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができるときは、その約束（有効期間が五年以内のものに限る。）を受諾することができる。政府が約束の申出を受諾したときは、政府は、当該約束に係る貨物の輸出者が第五項の調査を完了させることを希望する場合を除き、同項の調査を取りやめることができる。

9 政府は、第五項の調査が開始された日から六十日を経過する日以後において、その調査の完了前においても、十分な証拠（前項の規定により受諾された約束の違反があつたときは、最大限の入手可能な情報）により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（九月以内で政令で定める期間内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、当該貨物を輸入しようとする者に対し、次のいずれかの措置をとることができる。

一・二 同上

10
19
(省略)

20 指定貨物について次に掲げる事情の変更がある場合において、必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により課される不当廉売関税の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）又は廃止をすることができる。同項の規定により課される不当廉売関税の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）をする場合において、次の各号に掲げる事情の変更のいずれをも勘案してその必要があると認められるときは、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

一・二（省略）

21 指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される不当廉売関税の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）又は廃止をすることを求めることができる。

22
24
(省略)

25 指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される不当廉売関税の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）又は廃止をすることを求めることができる。

26 指定貨物に係る第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の末日の一年前の日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売がされた指定貨

10
19
同上

20 指定貨物について次に掲げる事情の変更がある場合において、必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により課される不当廉売関税を変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。以下この項及び次項において同じ。）し、又は廃止することができる。第一項の規定により課される不当廉売関税を変更する場合において、次の各号に掲げる事情の変更のいずれをも勘案してその必要があると認められるときは、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

一・二 同上

21 指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

22
24
同上

25 指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項の規定により不当廉売関税が課されている場合において、不当廉売がされた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が同項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、当該指定された期間を延長することができる。

26 指定貨物に係る第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の末日の一年前の日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された指定貨

貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めることができる。

27 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。

28
29
30
(省略)

31 第二十項から第二十四項まで及び前項(第二号を除く。)の規定は、第八項の規定により受諾された約束の変更(有効期間の変更を含む。)をする場合について準用する。

32
33
(省略)

36 輸出者と連合している輸入者による輸入された貨物の国内における販売が当該貨物の輸出のための販売価格及び正常価格より低い価格で行われる場合には、当該販売を不当廉売された貨物の輸入とみなして、前各項の規定を適用する。

37
(省略)

(不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に對して課する関税)

第八条の二 前条第一項の規定により不当廉売関税が課されている場合において、次の各号に掲げる貨物(第一号及び第二号に掲げる貨物にあつては指定貨物の正常価格より低い価格で輸出のために販売されるものに限り、第三号に掲げる貨物にあつては当該貨物を原料又は材料の一部として生産される同項の規定により指定された貨物

物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めることができる。

27 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。

28
29
30
同上

31 第二十項から第二十四項まで及び前項(第二号を除く。)の規定は、第八項の規定により受諾された約束を変更(有効期間の変更を含む。)する場合について準用する。

32
33
同上

36 輸出者と連合している輸入者による輸入された貨物の国内における販売が当該貨物の輸出のための販売価格及び正常価格より低い価格で行われる場合には、当該販売を不当廉売された貨物の輸入となして、前各項の規定を適用する。

37
同上

の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。)の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与える、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実(以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。)があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間(同項の規定により指定された期間内に限る。)を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間(前条第二十七項の調査が開始された場合にあつては、当該指定された期間の初日から当該調査が終了する日又は当該指定された期間の末日のいずれか遅い日までの期間)内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、同条第一項の規定により課する不当廉売関税に相当する税額の関税を課することができる。

一 指定貨物の供給国(前条第一項の規定により供給者のみを指定している場合にあつては、当該供給者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域をいう。以下この条において「指定貨物供給国等」という。)から輸出された貨物又は指定貨物供給国等を原産国とする貨物を原料又は材料の一部として生産された同項の規定により指定された貨物(当該指定された貨物の価額に占める当該原料又は材料の価額の割合が財務省令で定める割合を超えるものに限る。)であつて、本邦及び指定貨物供給国等以外の国又は地域(以下この号及び第十六項第一号において「第三国」という。)において生産されたもの(第三国における前条第一項の規定により指定された貨物の生産において、重要でない工程として財務省令で定めるもの以外の工程を経たものを除く。)

二 前条第一項の規定により指定された貨物と性質及び形状が近似

する貨物（同項の規定により指定された貨物と用途が直接競合するものに限る。）であつて、指定貨物供給国等において生産されたもの

三 前条第一項の規定により指定された貨物の原料又は材料の一部となる貨物（次のいずれにも該当するものに限る。）であつて、

指定貨物の供給者が輸出し、又は生産したもの

イ 当該貨物を原料又は材料として本邦において生産される前条第一項の規定により指定された貨物（本邦における同項の規定により指定された貨物の生産において、重要な工程として財務省令で定めるもの以外の工程を経るもの（除く。）が国内において販売される場合における当該貨物

ロ 当該貨物を原料又は材料として本邦において生産される前条第一項の規定により指定された貨物の価額に占める当該原料又は材料とされる当該貨物の価額の割合が財務省令で定める割合を超える場合における当該貨物

二 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 前条第五項の規定による調査を開始した日から当該調査に係る

同条第一項の規定による不当廉売関税について同項の規定により指定された期間の末日までの間において、同項の規定により指定された貨物の輸入量の減少又は前項各号に掲げる貨物の輸入量の増加その他の財務省令で定める事情があると認められない場合

二 前項各号に掲げる貨物の輸入が、前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないと認められる場合

三 前条第一項の規定により指定された貨物に係る本邦の産業に利害

関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、第一項各号に掲げる貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与え

る実質的な損害等の事実並びに前項第一号に掲げる場合に該当しないことについての十分な証拠を提出し、第一項各号に掲げる貨物に對し同項の規定による関税を課することを求めることができる。

4| 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第一項各号に掲げる貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに第二項第一号に掲げる場合に該当しないことについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるとときは、これら的事実の有無及び同項各号に掲げる場合に該当するかしないかにつき調査を行うものとする。

5| 前項の調査は、当該調査を開始した日から十月以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

6| 第四項の調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の供給者は、当該調査が開始された日から終了する日までの間で財務大臣が指定する日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないことその他の当該調査に係る貨物の供給者に係る第一項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないことに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該調査に係る貨物の供給者が輸出し、又は生産する貨物に対し、第一項の規定による関税を課さないことを求めることができる。

7| 政府は、前項の規定による求めがあつた場合において、当該求めに係る貨物の供給者が指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないことその他の当該求めに係る貨物の供給者に係る第一項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないことに関する事実についての十分な証拠があり、かつ、必要があると認めるときは、

これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

8 前項の調査は、第四項の調査が終了する日までに終了するものとする。

9 政府は、第六項の規定による求めがあつた場合において、十分な証拠により、当該求めに係る貨物の供給者が指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係ないと認めるときその他の当該求めに係る貨物の供給者に係る第一項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものでないと認めるときは、当該求めに係る貨物の供給者が輸出し、又は生産する貨物で、第一項の規定により指定する期間に輸入されるものについては、同項の規定にかかわらず、同項の規定による関税を課さないものとする。

10 第一項の規定による関税が課されている場合において、同項各号に掲げる貨物の供給者は、政令で定めるところにより、政府に対し、指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないとその他の当該同項各号に掲げる貨物の供給者に係る同項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないことに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該供給者が輸出し、又は生産する貨物に対し、第一項の規定による関税を課さないことを求めることができる。

11 政府は、前項の規定による求めがあつた場合において、当該求めに係る貨物の供給者が指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないことその他の当該求めに係る貨物の供給者に係る第一項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないことに関する事実についての十分な証拠があり、かつ、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

12 前項の調査は、当該調査を開始した日から十月以内に終了するも

のとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

13

政府は、第十項の規定による求めがあつた場合において、十分な証拠により、当該求めに係る貨物の供給者が指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係ないと認めるときその他の当該求めに係る貨物の供給者に係る第一項各号に掲げる貨物の輸入が前条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものないと認めるときは、当該求めに係る貨物の供給者が輸出しえ又は生産する貨物で、第一項の規定により指定された期間に輸入されるものについては、同項の規定にかかわらず、同項の規定による関税を課さないものとする。

14

政府は、第十一項の調査が終了した場合において、第一項の規定により課される関税を前項の規定により課さないこととするときは、第十項の規定による求めに係る貨物の供給者が輸出し、又は生産する貨物で、第一項の規定により指定された期間に輸入されたものについて課された同項の規定による関税を速やかに還付しなければならない。

15

関税法第十三条第二項から第七項まで（還付及び充当）の規定は、前項の規定により第一項の規定による関税を還付する場合について準用する。この場合において、同条第二項に規定する還付加算金の計算の基礎となる同項の期間は、第十項の規定による求めがあつた日と当該求めに係る第一項の規定による関税の納付があつた日とのいずれか遅い日の翌日から起算するものとする。

16

前条第三十二項から第三十五項までの規定は、第一項の規定により指定された貨物の輸入者が納付した同項の規定による関税の額が次に掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を超える事実がある場合において、当該輸入者が当該超える部分の額に相当する同項の規定による関税の還付の請求をするときについて準用

する。

一 第一項第一号に掲げる貨物にあつては、当該貨物の正常価格から当該貨物が生産された第三国から本邦に輸出される当該貨物の輸出のための販売価格を控除して得られる額

二 第一項第二号に掲げる貨物にあつては、当該貨物の正常価格から指定貨物供給国等から本邦に輸出される当該貨物の輸出のための販売価格を控除して得られる額

三 第一項第三号に掲げる貨物にあつては、指定貨物の正常価格から同号に掲げる貨物を原料又は材料の一部として生産される前条第一項の規定により指定された貨物の国内販売価格を控除して得られる額

17 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による関税の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)

第十九条の二 (省略)

(省略)

3 関税法第九条の二第一項から第四項まで(納期限の延長)の規定

によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないもののうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払い戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書(無条件免税)及び第十四条の二第二号(再輸入減税)の規定並びに同法の規定を適用する。

第十九条の二 同上

2 同上

3 同上

3 関税法第九条の二第一項から第四項まで(納期限の延長)の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないもののうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払い戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書及び第十四条の二第二号の規定並びに同法の規定を適用する。

4 (省略)

別表 関税率表 (第三条、第六条—第九条の二、第二十条の二関係)				
目次	(省略)			
(省略)	番号			
(省略)	品名			
(省略)	税率			
二七・一〇	石油及び歴青油 (原油を除く。)、これらの調製品 (石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) 並びに廃油	二七・一〇	同上	番号
石油及び歴青油 (原油を除く。) 並びにこれらの調製品 (石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものに限るも	同上	同上	同上	品名

5 関税法第五十八条（保税作業の届出）及び第六十一条の三（記帳義務）の規定は前三項の規定の適用を受けて保税工場に入れられた貨物について、同法第三十四条（記帳義務）の規定は前三項の規定の適用を受けて総合保税地域に入れられた貨物について、それぞれ準用する。

別表 関税率表 (第三条、第六条—第九条の二、第二十条の二関係)		
同上	同上	
同上	番号	
同上	品名	
同上	税率	
二七・一〇	同上	番号
同上	同上	品名
同上	同上	税率

5 関税法第五十八条（保税作業の届出）及び第六十一条の三（保税工場についての記帳義務）の規定は前三項の規定の適用を受けて保税工場に入れられた貨物について、同法第三十四条の二（記帳義務）の規定は前三項の規定の適用を受けて総合保税地域に入れられた貨物について、それぞれ準用する。

のとし、バイオディーゼルを
含有するもの及び他の号に該
当するものを除く。)

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油（石

油及び歴青油以外の

物品を加えたもので

、その物品の重量が

全重量の五%未満の

ものを含む。）

(b)		B	A	(二)		(b)		C	A	B	(一)	
その他のもの	するもの	石油化学製品	政令で定める	（省略）		その他のもの	するもの	石油化学製品	政令で定める	（省略）		
の製造に使用	するもの	の製造に使用	の製造に使用			の製造に使用	するもの	の製造に使用	の製造に使用			
（省略）												
一キロ リットル 無税				（省略）	九三四円	トルにつき	一キロ リットル 無税					

同

一上同上

同上

同上

同上

同上

B	A	(二)		C	A	(一)					
その他のもの	同上	同上		その他のもの	同上	同上					
同上	同上	同上		同上	同上	同上					
三四六円	トルにつき	一キロリットル 無税	同上	九三四円	トルにつき	一キロリットル 無税	同上				

二七一〇·一九

二七一〇·一九

二七一〇・一〇

C A · B その他のもの	(-) 揮発油 (省略)	石油及び歴青油 (石油を除く。) 並びにこれらの調製品 (石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。)	二 (省略)	(三) (五) (省略)	B その他のもの	A (二) 軽油 政令で定める石	造に使用するも
							の
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	七五〇円	トルにつき 一キロリットル	
							無税

二七一〇・一〇

C A · B その他のもの	(-) 同 上	石油及び歴青油 (石油を除く。) 並びに歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。	一 同 上	上	二 同 上	(三) (五) (省略)	A (二) 軽油
一 キ ロ リ ッ ト ル 同 上	同 上	同 同 上 上	同 同 上 上	七五〇円	トルにつき 一キロリットル		

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (省略)</p> <p>第四章 (省略)</p> <p>第一節 (省略)</p> <p>第二節 指定保税地域 (第三十七条～第四十一条の五)</p> <p>第三節～第六節 (省略)</p> <p>第五章～第十一章 (省略)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 同上</p> <p>第四章 同上</p> <p>第一節 同上</p> <p>第二節 指定保税地域 (第三十七条～第四十一条の三)</p> <p>第三節～第六節 同上</p> <p>第五章～第十一章 同上</p> <p>附則</p>
<p>(課税物件の確定の時期)</p> <p>第四条 関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時における現況による。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める時における現況による。</p> <p>一 保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物（通常保税蔵置場又は総合保税地域に置かれる期間が長期にわたり、その間に欠減が生ずるものとして政令で定めるもの、総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号又は第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為がされたもの、第三十三条（外国貨物の廃棄）の規定により税関に届け出て廃棄したもの並びに次号から第三号の二まで、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定により保税蔵置場又は総合保税地域に置くことが承認された時</p>	<p>(課税物件の確定の時期)</p> <p>第四条 同上</p> <p>一 保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物（通常保税蔵置場又は総合保税地域に置かれる期間が長期にわたり、その間に欠減が生ずるものとして政令で定めるもの、総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号又は第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為がされたもの、第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定により税関に届け出て廃棄したもの並びに次号から第三号の二まで、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定により保税蔵置場又は総合保税地域に置くことが承認された時</p>

二・三 (省 略)

三の二 保税展示場又は総合保税地域に入れられた外国貨物のうち、保税展示場又は総合保税地域における販売又は消費を目的とするもの、保税展示場において外国貨物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品（政令で定めるものを除く。）その他これらに類する貨物で政令で定めるもの（第三十三条の規定により税関に届け出て廃棄したもの並びに第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による承認又は第六十二条の十一（販売用貨物等を入れることの届出）の規定による届出がされた時

三の三・八 (省 略)

2 (省 略)

(承認の要件)

第七条の五 税関長は、第七条の二第五項（申告の特例）の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。

一 (省 略)

二 承認を受けようとする者が、特例申告を電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。第一百四十八条第二項（検察官への引継ぎ）を除き、以下同じ。）を使用して行うことその他特例申告貨物の輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行する能力を有していないとき。

三 (省 略)

二・三 同 上

三の二 保税展示場又は総合保税地域に入れられた外国貨物のうち、保税展示場又は総合保税地域における販売又は消費を目的とするもの、保税展示場において外国貨物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品（政令で定めるものを除く。）その他これらに類する貨物で政令で定めるもの（第三十四条の規定により税関に届け出て廃棄したもの並びに第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による承認又は第六十二条の十一（販売用貨物等を入れることの届出）の規定による届出がされた時

三の三・八 同 上

2 同 上

(承認の要件)

第七条の五 同 上

一 同 上

二 承認を受けようとする者が、特例申告を電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことその他特例申告貨物の輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していないとき。

三 同 上

(納付受託者の帳簿保存等の義務)

第九条の八 (省 略)

2 (省 略)

3 税関職員は、前二条及びこの条の規定により職務を執行するため必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

4・5 (省 略)

(削る)

(外国貨物の廃棄)

第三十三条 保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。ただし、第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）（第三十六条、第四十一条の五、第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定により滅却について承認を受けた場合は、この限りでない。

(記帳義務)

第三十四条 (省 略)

(外国貨物等を出すことの確認義務)

(納付受託者の帳簿保存等の義務)

第九条の八 同 上

2 同 上

3 税関職員は、前二条及びこの条の規定により職務を執行するため必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

4・5 同 上

(第三十三条 削除)

(外国貨物の廃棄)

第三十四条 保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。ただし、第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）（第三十六条、第四十一条の三、第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定により滅却について承認を受けた場合は、この限りでない。

(記帳義務)

第三十四条の二 同 上

第三十四条の二 保税地域において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物（信書及び輸出の許可を受けた貨物を除く。）又は輸入の許可を受けた貨物をその保税地域から出そうとする場合には、これらの貨物を保税地域から出すことにつき必要とされるこの法律の規定による許可、承認又は届出があることを確認しなければならない。

（保税地域についての規定の準用等）

第三十六条 第三十二条（見本の一時持出）、第三十三条（外国貨物の廃棄）及び第四十五条（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定は、第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が許可した貨物について準用する。この場合において、第三十二条及び第三十三条中「保税地域」とあり、並びに第四十五条中「保税蔵置場」とあるのは、「第三十条第一項第二号の規定により税関長が指定した場所」と読み替えるものとする。

2 第三十条第一項第二号の規定により税関長が許可した貨物について内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れをしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。

（指定保税地域において貨物を管理する者の規則の定め）

第四十一条の二 指定保税地域において貨物を管理する者は、その指定保税地域の業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定め、当該指定保税地域において貨物の管理を開始した後、遅

（保税地域についての規定の準用等）

第三十六条 第三十二条（見本の一時持出し）、第三十四条（外国貨物の廃棄）及び第四十五条（保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務）の規定は、第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が許可した貨物について準用する。この場合において、第三十二条及び第三十四条中「保税地域」とあり、並びに第四十五条中「保税蔵置場」とあるのは、「第三十条第一項第二号の規定により税関長が指定した場所」と読み替えるものとする。

2 第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が許可した貨物について内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れをしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。

滞なく、税関長に届け出なければならない。当該規則に定められた事項を変更した場合においても、同様とする。

(業務改善命令)

第四十一条の三 税関長は、指定保税地域において貨物を管理する者がこの法律の規定に従つて指定保税地域の業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該指定保税地域において貨物を管理する者に対し、前条に規定する規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと又は当該規則の制定若しくは変更を命ずることができる。

2 税関長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る指定保税地域において貨物を管理する者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、証明のための証拠を提出する機会を与えるなければならない。

(外国貨物の搬入停止等)

第四十一条の四 税関長は、指定保税地域において貨物を管理する者(その者が法人である場合はその役員を含む。以下この条において「貨物管理者」という。)又はその代理人、支配人その他の従業者が指定保税地域の業務についてこの法律の規定又は前条第一項の規定による命令に違反したときは、期間を指定して、当該貨物管理者が指定保税地域の業務についてこの法律の規定に違反したときは、期間を指定して、当該貨物管理者の管理に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物を当該指定保税地域に入れるのを停止させることを停止させることを停止させることができる。

2 (省略)

(保税蔵置場についての規定の準用)

(外国貨物の搬入停止等)

第四十一条の二 税関長は、指定保税地域において貨物を管理する者(その者が法人である場合はその役員を含む。以下この条において「貨物管理者」という。)又はその代理人、支配人その他の従業者が指定保税地域の業務についてこの法律の規定に違反したときは、期間を指定して、当該貨物管理者の管理に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物を当該指定保税地域に入れるのを停止させることを停止させることを停止させることができる。

2 同上

(保税蔵置場についての規定の準用)

第四十一条の五 第四十五条（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定は、指定保税地域にある外国貨物について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「当該保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは、「当該外国貨物を管理する者」と読み替えるものとする。

（許可の要件）

第四十三条 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条第一項の許可をしないことができる。

一〇十（省略）

十一 申請者が、前条第一項の許可を受けようとする保税蔵置場の業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていない場合

（外国貨物を置くことの承認）

第四十三条の三（省略）

2（省略）

3 第六十七条の二（輸出申告又は輸入申告の手続）、第六十七条の三第一項前段（輸出申告の特例）及び第六十七条の十九（輸入申告の特例）の規定は、第一項の承認の申請をする場合について準用する。

この場合において、第六十七条の二第一項中「輸出又は輸入の許可」とあるのは「第四十三条の三第一項の承認」と、「保税地域等（保税地域又は第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所をいう。以下同じ。）」とあるのは「保税蔵置場」と、同条第二項中「輸出し、又は輸入しよ

第四十一条の三 第四十五条（保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務）の規定は、指定保税地域にある外国貨物について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「当該保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは、「当該外国貨物を管理する者」と読み替えるものとする。

（許可の要件）

第四十三条 同上

一〇十 同上

（外国貨物を置くことの承認）

第四十三条の三 同上

2 同上

3 第六十七条の二（輸出申告又は輸入申告の手続）、第六十七条の三第一項前段（輸出申告の特例）及び第六十七条の十九（輸入申告の特例）の規定は、第一項の承認の申請をする場合について準用する。

この場合において、第六十七条の二第一項中「輸出又は輸入の許可」とあるのは「第四十三条の三第一項の承認」と、「保税地域等（保税地域又は第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所をいう。以下同じ。）」とあるのは「保税蔵置場」と、同条第二項中「輸出し、又は輸入しよ

うとする者」とあるのは「保税蔵置場に置こうとする者」と、同条第三項中「保税地域等」とあるのは「保税蔵置場」と読み替えるものとする。

(外国貨物を置くことの承認等の際の検査)

第四十三条の四 (省略)

2 第六十八条の二(貨物の検査に係る権限の委任)の規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条中「第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告」とあるのは、「第四十一条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)の規定による申請」と読み替えるものとする。

(業務改善命令)

第四十五条の二 税関長は、保税蔵置場の許可を受けた者がこの法律の規定に従つて保税蔵置場の業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保税蔵置場の許可を受けた者に対し、第四十三条第十一号(許可の要件)に規定する規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと又は当該規則の制定若しくは変更を命ずることができる。

2 税関長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る保税蔵置場の許可を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、証明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。

(許可の取消し等)

第四十八条 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合において

(許可の取消し等)

(外国貨物を置くことの承認等の際の検査)

第四十三条の四 同上

2 第六十八条の二(貨物の検査に係る権限の委任)の規定は、前項の検査について準用する。

は、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れるのを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

一 (省略)

二 許可を受けた者について第四十三条第二号から第十一号まで (許可の要件) のいずれかに該当することとなつたとき。

三 許可を受けた者が第四十五条の二第一項 (業務改善命令) の規定による命令に違反したとき。

2 (省略)

(承認の要件)

第五十一条 税関長は、前条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

1・二 (省略)

三 承認を受けようとする者が、二以上の場所における外国貨物の蔵置等に関する業務について、その者 (その者が法人である場合においては、その役員を含む。) 又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項並びに当該業務を適正かつ確実に遂行するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

(規則等に関する改善措置)

第五十二条 税関長は、承認取得者がこの法律の規定に従つて外国貨物の蔵置等に関する業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該承認取得者に対し、前条第三号に規定する規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと又は当該規則の制

一 同上

二 許可を受けた者について第四十三条第二号から第十号まで (許可の要件) のいずれかに該当することとなつたとき。

第五十一条 同上

(承認の要件)

第五十一条 同上

1・二 同上

三 承認を受けようとする者が、外国貨物の蔵置等に関する業務について、その者 (その者が法人である場合においては、その役員を含む。) 又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

(規則等に関する改善措置)

第五十二条 税関長は、承認取得者がこの法律の規定に従つて外国貨物の蔵置等に関する業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三号に規定する規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は同号に規定する規則を

定若しくは変更を求めることができる。

(保税蔵置場についての規定の準用)

第六十一条の四 第四十二条第二項及び第三項（保税蔵置場の許可）
、第四十三条（許可の要件）、第四十三条の二第二項（外国貨物を置くことができる期間）並びに第四十三条の三から第四十八条の二まで（外国貨物を置くことの承認・外国貨物を置くことの承認等の際の検査・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務等・業務改善命令・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継）の規定は、保税工場について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、第四十三条中「前条第一項の許可をしない」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」の許可をしない」と、同条第一号及び第九号から第十一号までの規定中「前条第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、第四十三条の二第二項中「前項」とあるのは「第五十七条（外国貨物を置くことができる期間）」と、第四十三条の三第一項中「三月（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間）」とあるのは「三月」と、「置こうとする場合」とあるのは「保税作業のため置こうとする場合又は当該貨物を当該保税工場に入れた日から三月以内に保税作業に使用しようとする場合」と、「こととなる日前に」とあるのは「こととなる日前又は保税作業に使用する日前」と、第四十八条第一項中「保税蔵置場に入れるのを停止させ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすることを停止させ」と読み替えるものとする。

新たに定めることを求めることができる。

(保税蔵置場についての規定の準用)

第六十一条の四 第四十二条第二項及び第三項（保税蔵置場の許可）
、第四十三条（許可の要件）、第四十三条の二第二項（外国貨物を置くことができる期間）並びに第四十三条の三から第四十八条の二まで（外国貨物を置くことの承認・外国貨物を置くことの承認等の際の検査・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務等・業務改善命令・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継）の規定は、保税工場について準用する。この場合において、第四十三条の三第一項中「三月（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間）」とあるのは「三月」と、「置こうとする場合」とあるのは「保税作業のため置こうとする場合又は当該貨物を当該保税工場に入れた日から三月以内に保税作業に使用しようとする場合」と、「こととなる日前に」とあるのは「こととなる日前又は保税作業に使用する日前」と、第四十八条第一項中「保税蔵置場に入れるのを停止させ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすることを停止させ」と読み替えるものとする。

（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）

第六十二条 第五十一条から第五十五条まで（承認の要件・規則等に関する改善措置・保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し等・許可の承継についての規定の準用）の規定は、前条第一項の規定による承認について準用する。この場合において、第五十一条第一号口中「第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」と、同号ハ中「第四十三条第一号」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」とあるのは「第五十二条第一号」、同号ハ中「第四十三条第二号」と、同条第二号及び第三号並びに第五十二条中「第六十一条の四において準用する第四十三条第二号」と、同条第二号及び第三号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、第五十二条中「承認取得者が」とあるのは「第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」の規定による承認を受けた者（以下この節において「承認取得者」という。）が「と、「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、第五十二条の二中「第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「第六十一条の五第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「第五十二条第一項（保税工場の許可）」と、第五十三条第二号中「保税蔵置場の全部」と、「第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」と読み替えるものとする。

（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）

第六十二条の七 第四十二条第三項（保税蔵置場の許可）、第四十三条（許可の要件）、第四十三条の三第三項（外国貨物を置くことの承認）、第四十三条の四第二項（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）、第四十四条から第四十八条の二まで（貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務等・業務改善命令・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継）、第五十九条第一項（内国貨物の使用等）、第六十一条第三項から第五十五条まで（保税工場

（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）

第六十二条 第五十一条から第五十五条まで（承認の要件・規則等に関する改善措置・保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し等・許可の承継についての規定の準用）の規定は、前条第一項の規定による承認について準用する。この場合において、第五十一条第一号口中「第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」と、同号第二号及び第三号並びに第五十二条中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、第五十三条第二号中「保税蔵置場」とあるのは「保税工場」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）

第六十二条の七 第四十二条第三項（保税蔵置場の許可）、第四十三条（許可の要件）、第四十三条の三第三項（外国貨物を置くことの承認）、第四十三条の四第二項（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）、第四十四条から第四十八条の二まで（貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継）、第五十九条第一項（内国貨物の使用等）、第六十一条第三項から第五項まで（保税工場

項まで（保税工場外における保税作業）及び第六十一条の三（記帳義務）の規定は、
義務）の規定は、保税展示場について準用する。この場合において、第四十三条の三
、第四十二条第三項中「第一項の許可又は前項但書の更新」とある
のは「第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）の許可」と、第
四十三条中「前条第一項の許可をしない」とあるのは「第六十二条
の二第一項（保税展示場の許可）の許可をしない」と、同条第一号
及び第九号から第十一号までの規定中「前条第一項」とあるのは「
第六十二条の二第一項」と、第四十三条の三第三項中「第六十七条
の二（一）とあるのは「第六十七条の二第一項（一）と、「第一項の承
認の申請」とあるのは「第六十二条の三第一項（保税展示場に入れ
る申請」とあるのは「第六十二条の三第一項（保税展示場に入れ
る外国貨物に係る手続）の承認の申告」と、「第四十三条の三第一
項」とあるのは「第六十二条の三第一項」と、「保税蔵置場」とあ
るのは「保税展示場」と、第四十三条の四第二項中「前項」とある
のは「第六十二条の三第二項（保税展示場に入る外国貨物に係る
手続）」と、「同条」とあるのは「第六十八条の二」と、「第四十
三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による申請」
とあるのは「第六十二条の三第一項（保税展示場に入る外国貨物
に係る手続）の規定による申告」と、第六十一条第三項中「第一項
」とあるのは「第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可
）」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第六十二
条の五」と、「同項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。
。

外における保税作業）及び第六十一条の三（記帳義務）の規定は、
保税展示場について準用する。この場合において、第四十三条の三
第三項中「第六十七条の二」とあるのは「第六十七条の二第一項
と、「第一項」とあるのは「第六十二条の三第一項（保税展示
場に入る外国貨物に係る手続）」と、第四十三条の四第二項中「
前項」とあるのは「第六十二条の三第二項（保税展示場に入る外
国貨物に係る手続）」と読み替えるものとする。

第六節 総合保税地域

（総合保税地域の許可）

第六十二条の八（省略）

2 税関長は、前項の許可をしようとするときは、次に掲げる基準に

第六節 同上

（総合保税地域の許可）

第六十二条の八 同上

2 同上

適合するかどうかを審査しなければならない。

一四 (省略)

五 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人（当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。次号及び第七号において同じ。）が第四十三条第一号から第一号から第七号まで（許可の要件）に掲げる場合に該当しないこと。

六 (省略)

七 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人が、前項の許可を受けようとする総合保税地域の業務について、当該法人（その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

(許可の取消し等)

第六十二条の十四 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、貨物を管理する者及び期間を指定して外国貨物若しくは輸出しようとする貨物を総合保税地域に入れ、若しくは総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為をすることを停止させ、又は総合保税地域の許可を取り消すことができる。

一 総合保税地域の許可を受けた法人（当該法人以外に当該総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。第三号において同じ。）又はその役員若しくは代理人、支配人その他の従業者が総合保税地域の業務についてこの法律の規定に違反したとき。

二 総合保税地域について第六十二条の八第二項各号に掲げる基準

一四 同上

五 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人（当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。次号において同じ。）が第四十三条第一号から第七号まで（許可の要件）に掲げる場合に該当しないこと。

六 同上

(許可の取消し等)

第六十二条の十四 同上

一 総合保税地域の許可を受けた法人（当該法人以外に当該総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。）又はその役員若しくは代理人、支配人その他の従業者が総合保税地域の業務についてこの法律の規定に違反したとき。

二 総合保税地域について第六十二条の八第二項各号（総合保税地

のいずれかに適合しないこととなつたとき。

域の許可の基準)に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなつたとき。

三 総合保税地域の許可を受けた法人が次条において準用する第四

十五条の二第一項(業務改善命令)の規定による命令に違反したとき。

2 (省略)

(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)

第六十二条の十五 第四十二条第二項及び第三項(保税蔵置場の許可)、第四十三条の二第二項(外国貨物を置くことができる期間)、第四十三条の三第二項及び第三項(外国貨物を置くことの承認)、第四十三条の四から第四十七条まで(外国貨物を置くことの承認等の際の検査・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務等・業務改善命令・休業又は廃業の届出・許可の失効)、第四十八条の二第四項から第六項まで(許可の承継)、第五十八条の二(保税作業による製品に係る納税申告等の特例)、第五十九条(内国貨物の使用等)、第六十一条(保税工場外における保税作業)、第六十二条の二第二項(指定保税工場の簡易手続)、第六十二条の四(販売用貨物等の蔵置場所の制限等)並びに第六十二条の五(保税展示場外における使用の許可)の規定は、総合保税地域について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)」とあるのは「第六十二条の九(外国貨物を置くことができる期間)」と、第四十三条の二第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の九(外国貨物を置くこと等の承認)」と、「同項」とあるのは「同条」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)」とあるのは「第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)」とあるのは「第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)」と

2 同上

(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)

第六十二条の十五 第四十二条第二項及び第三項(保税蔵置場の許可)、第四十三条の二第二項(外国貨物を置くことができる期間)、第四十三条の三第二項及び第三項(外国貨物を置くことの承認)、第四十三条の四から第四十七条まで(外国貨物を置くことの承認等の際の検査・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務等・休業又は廃業の届出・許可の失効)、第四十八条の二第四項から第六項まで(許可の承継)、第五十八条の二(保税作業による製品に係る納税申告等の特例)、第五十九条(内国貨物の使用等)、第六十一条(保税工場外における保税作業)、第六十二条の二第二項(指定保税工場の簡易手続)、第六十二条の四(販売用貨物等の蔵置場所の制限等)並びに第六十二条の五(保税展示場外における使用の許可)の規定は、総合保税地域について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)」と、「前項但書」とあるのは「第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)において準用する前項ただし書」と、第四十三条の二第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の九(外国貨物を置くこと等の承認)」と、「同項」とあるのは「同条」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)」と、「前項但書」とあるのは「第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)」とあるのは「第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)」と

「同項」とあるのは「同条」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十」と、第四十三条の四第一項中「前条第一項」とあるのは「第六十二条の十」(外国貨物を置くこと等の承認)と、「同項」とあるのは「同条」と、第四十七条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号又は第三号から第六号まで」と、同条第三項中「当該許可を受けていた者」とあるのは「当該許可を受けた者(当該許可を受けていた者以外に当該総合保税地域において貨物を管理していた者がある場合には、その者を含む)」と、以下この項において同じ。)と、第四十八条の二第四項中「第四十七条第一項第一号又は第三号」とあるのは「第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)において準用する第四十七条第一項第一号又は第三号」と、同条第五項中「第十四条各号のいずれかに該当する」とあるのは「第六十二条の八第二項各号(総合保税地域の許可)に掲げる基準に適合しない」と、同条第六項中「第二項又は第四項」とあるのは「第四項」と、第五十八条の二中「行う保税工場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域において行う者」と、第六十一条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)において準用する第一項又は第六十二条の五(保税展示場外における使用の許可)」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十五において準用する第一項又は第六十二条の五」と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と、第六十一条の二第二項中「前項の指定を受けた者」とあるのは「総合保税地域において保税作業(改装、仕分その他の手入れを除く)を行う者」と、「同項の税関長の特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、第六十二条の四第一項中「制限し、又は保税展示場に入れられた外国貨物で性質若しくは形状に変更が加えられるものにつき、その使用状況の

と、第六十二条の四第一項中「制限し、又は保税展示場に入れられた外国貨物で性質若しくは形状に変更が加えられるものにつき、その使用状況の報告を求める」とあるのは「制限する」と読み替えるものとする。

報告を求める」とあるのは「制限する」と読み替えるものとする。

(特例輸出貨物の亡失等の届出)

第六十七条の五 第三十三条本文（外国貨物の廃棄）の規定は保税地域以外の場所にある特例輸出貨物を廃棄する場合について、第四十五条第三項（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定は保税地域以外の場所にある特例輸出貨物が亡失した場合について、それぞれ準用する。この場合において、**第三十三条本文中「税関に」とあるのは「輸出の許可をした税関長に」と、第四十五条第三項中「当該保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「当該特例輸出貨物に係る特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者」と、「税関長」とあるのは「輸出の許可をした税関長」と読み替えるものとする。**

(特例輸出貨物の亡失等の届出)

第六十七条の五 第三十四条本文（外国貨物の廃棄）の規定は保税地域以外の場所にある特例輸出貨物を廃棄する場合について、第四十五条第三項（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定は保税地域以外の場所にある特例輸出貨物が亡失した場合について、それぞれ準用する。この場合において、**第三十四条本文中「税関に」とあるのは「輸出の許可をした税関長に」と、第四十五条第三項中「当該保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「当該特例輸出貨物に係る特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者」と、「税関長」とあるのは「輸出の許可をした税関長」と読み替えるものとする。**

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

第六十九条の十二 (省 略)

2 (6) (省 略)

7

税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該疑義貨物に係る特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、認定手続を取りやめるものとする。

一 第三十三条（外国貨物の廃棄）の規定により当該疑義貨物が廃棄された場合

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

第六十九条の十二 同 上

2 (6) 同 上

7 同 上

一 第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定により当該疑義貨物が廃棄された場合

二 第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）（第三十六条、第四十一条の五、第六十一条の四、第六十二条

二 第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）（第三十六条、第四十一条の三、第六十一条の四、第六十二条

条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。) の
規定により当該疑義貨物が滅却された場合

三・四 (省 略)

8 (省 略)

(輸入の許可前における貨物の引取り)

第七十三条 (省 略)

2 (省 略)

3 第一項の承認を受けた外国貨物は、この法律の適用については、
第四条（課税物件の確定の時期）、第五条（適用法令）、第三十四条の二（外国貨物等を出すことの確認義務）、前条、第一百五条（税関職員の権限）及び第一百六条（特別の場合における税関長の権限）を除くほか、内国貨物とみなす。

(税関職員の権限)

第一百五条 税関職員は、この法律（第十一章（犯則事件の調査及び処分））を除く。）又は関税定率法その他関税に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

一 外国貿易船等、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機若しくは車両で外国貨物を積んでいるもの、これらに積まれている貨物、保税地域にあり、若しくは保税地域に出し入れされる貨物又はこれらの貨物以外の外国貨物について、所有者、占有者、管理者、船長、機長、運送人その他の関係者に質問し、若しくは検査し、又はこれらに代えて関係書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を提示させ、若しくは提出させること。

条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。) の
規定により当該疑義貨物が滅却された場合

三・四 同 上

8 同 上

(輸入の許可前における貨物の引取り)

第七十三条 同 上

2 同 上

3 第一項の承認を受けた外国貨物は、この法律の適用については、第四条（課税物件の確定の時期）、第五条（適用法令）、前条、第一百五条（税関職員の権限）及び第一百六条（特別の場合における税関長の権限）を除くほか、内国貨物とみなす。

(税関職員の権限)

第一百五条 同 上

一 外国貿易船等、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機若しくは車両で外国貨物を積んでいるもの、これらに積まれている貨物、保税地域にあり、若しくは保税地域に出し入れされる貨物又はこれらの貨物以外の外国貨物について、所有者、占有者、管理者、船長、機長、運送人その他の関係者に質問し、若しくは検査し、又はこれらに代えて関係書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を提示させ、若しくは提出させること。

二 前号に掲げる貨物についての帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四号の二から第六号まで及び第百五条の三において同じ。）を検査し、又は当該貨物若しくはそのある場所に封かんを施すこと。

三 第四十三条の四（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）（第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）及び第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）、第六十一条第三項（保税工場外における保税作業）（第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）、第六十二条の三第二項（保税展示場に入れる外國貨物に係る手続）、第六十三条第二項（保税運送）、第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条において準用する場合を含む。）、第六十七条の四第三項（輸出の許可の取消し）又は第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する検査に際し、見本を採取し、又は提供されること。

四 外国貿易船等若しくは外国貨物を積み、若しくは積み込もうとしている外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機に乗り込み、又は保税地域に出入する車両の運行を一時停止させること。

四の二 輸出された貨物について、その輸出者、その輸出に係る通関業務を取り扱つた通関業者、当該輸出の委託者その他の関係者（次項において「輸出者等」という。）に質問し、当該貨物についての帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めること。

五 （省略）
六 輸入された貨物について、その輸入者、その輸入に係る通関業

二 前号に掲げる貨物についての帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四号の二から第六号まで及び第百五条の三において同じ。）を検査し、又は当該貨物若しくはそのある場所に封かんを施すこと。

三 第四十三条の四（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）（第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）及び第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）、第六十一条第三項（保税工場外における保税作業）（第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）、第六十二条の三第二項（保税展示場に入れる外國貨物に係る手続）、第六十三条第二項（保税運送）、第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条において準用する場合を含む。）、第六十七条の四第三項（輸出の許可の取消し）又は第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する検査に際し、見本を採取し、又は提供されること。

四 外国貿易船等若しくは外国貨物を積み、若しくは積み込もうとしている外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機に乗り込み、又は保税地域に出入する車両の運行を一時停止させること。

四の二 輸出された貨物について、その輸出者、その輸出に係る通関業務を取り扱つた通関業者、当該輸出の委託者その他の関係者（次項において「輸出者等」という。）に質問し、当該貨物についての帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めること。

五 同上
六 輸入された貨物について、その輸入者、その輸入に係る通関業

務を取り扱つた通関業者、当該輸入の委託者、不当廉売（関税率法第八条第一項（不当廉売関税）に規定する不当廉売をいう。）がされた貨物（同条第三十六項の規定により不当廉売がされた貨物の輸入とみなされるものを含む。）の国内における販売を行つた者、同法第八条の二第一項各号（不当廉売関税の課税の回避のため第三国から輸入される貨物等に対して課する関税）に掲げる貨物（同項第一号及び第二号に掲げる貨物にあつては指定貨物（同法第八条第一項に規定する指定貨物をいう。以下この号において同じ。）の正常価格（同法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下この号において同じ。）より低い価格で輸出のため販売されるものに限り、同法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物にあつては当該貨物を原料又は材料の一部として生産される同法第八条第一項の規定により指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の国内における販売を行つた者、同法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物を原料又は材料として本邦において生産される同法第八条第一項の規定により指定された貨物（当該指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の国内における生産又は販売を行つた者その他の関係者（次項において「輸入者等」という。）に質問し、当該貨物若しくは当該貨物についての帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提示若しくは提出を求めること。

255 (省略)

第十章 罰則

率法第八条第一項（不当廉売関税）に規定する不当廉売をいう。）がされた貨物（同条第三十六項の規定により不当廉売された貨物の輸入とみなされるものを含む。）の国内における販売を行つた者その他の関係者（次項において「輸入者等」という。）に質問し、当該貨物若しくは当該貨物についての帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めること

第一百八条の四 第六十九条の二第一項第一号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物を輸出した場合（本邦から外国に向けて行う外国貨

務を取り扱つた通関業者、当該輸入の委託者、不当廉売（関税率法第八条第一項（不当廉売関税）に規定する不当廉売をいう。）がされた貨物（同条第三十六項の規定により不当廉売された貨物の輸入とみなされるものを含む。）の国内における販売を行つた者その他の関係者（次項において「輸入者等」という。）に質問し、当該貨物若しくは当該貨物についての帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めること

255 同上

第十章 同上

貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（第六十九条の十一第二項（輸入してはならない貨物）の規定により命じられて行うものを除く。）をした場合を含む。）には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の二第一項第二号から第四号までに掲げる貨物を輸出した場合（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（同項第三号及び第四号に掲げる物品であつて他の法令の規定により当該物品を積み戻すことができるることとされている者が当該他の法令の定めるところにより行うもの及び第六十九条の十一第二項の規定により命じられて行うものを除く。）をした場合を含む。）には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 5 (省 略)

第一百九条 第六十九条の十一第一項第一号から第六号まで（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物を輸入した場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の十一第一項第七号から第九号まで及び第十号に掲げる貨物を輸入した場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 5 (省 略)

物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（第六十九条の十一第二項（輸入してはならない貨物）の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の二第一項第二号から第四号までに掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（同項第三号及び第四号に掲げる物品であつて他の法令の規定により当該物品を積み戻すことができるることとされている者が当該他の法令の定めるところにより行うもの及び第六十九条の十一第二項の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 5 同 上

第一百九条 第六十九条の十一第一項第一号から第六号まで（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物を輸入した者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の十一第一項第七号から第九号まで及び第十号に掲げる貨物を輸入した者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 5 同 上

第一百九条の二 第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。）を第三十条第二項（外国貨物を置く場所の制限）の規定に違反して保税地域に置き

第一百九条の二 第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。）を第三十条第二項（外国貨物を置く場所の制限）の規定に違反して保税地域に置き

、又は第六十五条の三（保稅運送ができない貨物）の規定に違反して外國貨物のまま運送した場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の十一第一項第八号、第九号及び第十号に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、同項第九号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。）を第三十条第二項の規定に違反して保稅地域に置き、又は第六十五条の三の規定に違反して外國貨物のまま運送した場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 5 (省略)

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により關稅を免れ、又は關稅の払戻しを受けたとき。

二 関稅を納付すべき貨物について偽りその他不正の行為により關稅を納付しないで輸入したとき。

2 6 (省略)

第一百十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条（外國貨物の積戻し）において準用する場合を含む。次号及び次項において同

、又は第六十五条の三（保稅運送ができない貨物）の規定に違反して外國貨物のまま運送した者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十九条の十一第一項第八号、第九号及び第十号に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、同項第九号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。）を第三十条第二項の規定に違反して保稅地域に置き、又は第六十五条の三の規定に違反して外國貨物のまま運送した者は、十年以下の拘禁刑若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 5 同上

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により關稅を免れ、又は關稅の払戻しを受けた者

二 関稅を納付すべき貨物について偽りその他不正の行為により關稅を納付しないで輸入した者

2 6 同上

第一百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条（外國貨物の積戻し）において準用する場合を含む。次号及び次項において同

じ。)の許可を受けるべき貨物について当該許可を受けないで当該貨物を輸出(本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く。)の積戻しを含む。次号及び次項において同じ。)し、又は輸入したとき。

二 第六十七条の申告又は検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、又は偽つた書類を提出して貨物を輸出し、又は輸入したとき。

2・4 (省略)

第一百十二条 第百八条の四第一項若しくは第二項(輸出してはならない貨物を輸出する罪)、第百九条第一項若しくは第二項(輸入してはならない貨物を輸入する罪)、第百九条の二第一項若しくは第二項(輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪)又は第一百条第一項(関税を免れる等の罪)の犯罪に係る貨物について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は处分の媒介若しくはあつせん(以下この条においてこれらの行為を「運搬等」という。)をした場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3 (省略)

第一百十二条の二 関税定率法第十三条第六項(製造用原料品の減税又は免税) (同法第十九条第二項(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等)において準用する場合を含む。)又は第二十条の二第二項(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

2・4 同上

第一百十二条 第百八条の四第一項若しくは第二項(輸出してはならない貨物を輸出する罪)、第百九条第一項若しくは第二項(輸入してはならない貨物を輸入する罪)、第百九条の二第一項若しくは第二項(輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪)又は第一百条第一項(関税を免れる等の罪)の犯罪に係る貨物について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は处分の媒介若しくはあつせん(以下この条においてこれらの行為を「運搬等」という。)をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3 同上

第一百十二条の二 関税定率法第十三条第六項(用途外使用等) (同法第十九条第二項において準用する場合を含む。)又は第二十条の二第二項(用途外使用等)の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

じ。)の許可を受けるべき貨物について当該許可を受けないで当該貨物を輸出(本邦から外国に向けて行う外国貨物(仮に陸揚げされた貨物を除く。)の積戻しを含む。次号及び次項において同じ。)し、又は輸入した者。

二 第六十七条の申告又は検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、又は偽つた書類を提出して貨物を輸出し、又は輸入した者。

二 第六十七条の申告又は検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、又は偽つた書類を提出して貨物を輸出し、又は輸入した者。

第一百十三条の二 正当な理由がなく、第一百二十二条第一項（臨検、捜索又は差押え等）の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第一百十三条の三 正当な理由がなくて特例申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第一百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第七項、第八項又は第十三項（入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をしたとき。

二 第十五条の二第二項（積荷に関する事項の報告）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をしたとき。

三 第十六条第一項（貨物の積卸し）の規定による報告をせず、かつ、書類の提出をせず、若しくは偽つた報告若しくは偽つた書類の提出をして貨物の積卸しをしたとき、又は同条第二項の規定による書類を提示せず、若しくは偽つた書類を提示して貨物の積卸しをしたとき。

四 第十六条第三項の規定に違反して同項ただし書の規定による許可を受けないで積荷の船卸しをしたとき。

五 第十七条第四項（出港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をしたとき。

六 第二十条第四項（不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をしたとき。

第一百十三条の二 正当な理由がなくて特例申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第一百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第七項、第八項又は第十三項（入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

二 第十五条の二第二項（積荷に関する事項の報告）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

三 第十六条第一項（貨物の積卸し）の規定による報告をせず、かつ、書類の提出をせず、若しくは偽つた報告若しくは偽つた書類の提出をして貨物の積卸しをした者又は同条第二項の規定による書類を提示せず、若しくは偽つた書類を提示して貨物の積卸しをした者

四 第十六条第三項の規定に違反して同項ただし書の規定による許可を受けないで積荷の船卸しをした者

五 第十七条第四項（出港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

六 第二十条第四項（不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

七 第二十三条第一項又は第二項（船用品又は機用品の積込み等）の規定に違反して船用品又は機用品を積み込んだとき。

八 第二十三条第五項本文の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出したとき。

九 第二十四条第一項、第二項又は第四項（船舶又は航空機と陸地との交通等）の規定に違反して交通又は貨物の積卸しを行つたとき。

十 第六十三条第一項若しくは第三項（保税運送）、第六十三条の二第一項若しくは第二項（保税運送の特例）又は第六十三条の九第一項若しくは第二項（郵便物の保税運送）の規定に違反して外国貨物を運送したとき。

十一 第六十三条第五項本文、第六十三条の二第三項又は第六十三条の九第三項の規定による確認を受けなかつたとき。

十二 第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定に違反して同項各号に掲げる外国貨物を運送したとき、又は同条第三項の規定に違反して書類を提出しなかつたとき。

十三 第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定に違反して内国貨物を外国貿易船等に積んで本邦内の場所相互間を運送したとき、又は同条第二項の規定に違反して書類を提出しなかつたとき。

十四 第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査に際し、偽つた証明をしたとき。

十五 第七十七条の五第二項（違法行為等の是正）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をしたとき。

十六 第百五条第一項（税関職員の権限）の規定による税関職員の質問に對して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十七 第百五条第一項第四号の二又は第六号の規定による物件の提

七 第二十三条第一項又は第二項（船用品又は機用品の積込み等）の規定に違反して船用品又は機用品を積み込んだ者

八 第二十三条第五項本文の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した者

九 第二十四条第一項、第二項又は第四項（船舶又は航空機と陸地との交通等）の規定に違反して交通又は貨物の積卸しを行つた者

十 第六十三条第一項若しくは第三項（保税運送）、第六十三条の二第一項若しくは第二項（保税運送の特例）又は第六十三条の九第一項若しくは第二項（郵便物の保税運送）の規定に違反して外国貨物を運送した者

十一 第六十三条第五項本文、第六十三条の二第三項又は第六十三条の九第三項の規定による確認を受けなかつた者

十二 第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定に違反して同項各号に掲げる外国貨物を運送した者又は同条第三項の規定に違反して書類を提出しなかつた者

十三 第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定に違反して内国貨物を外国貿易船等に積んで本邦内の場所相互間を運送した者又は同条第二項の規定に違反して書類を提出しなかつた者

十四 第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査に際し、偽つた証明をした者

十五 第七十七条の五第二項（違法行為等の是正）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

十六 第百五条第一項（税関職員の権限）の規定による税関職員の質問に對して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十七 第百五条第一項第四号の二又は第六号の規定による物件の提

示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

十八 第百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税関長（第百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第一百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）、第六十七条の八第一項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）又は第九十四条第一項（帳簿の備付け等）（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して特例輸入関税関係帳簿、特定輸出関税関係帳簿又は関税関係帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はこれらの帳簿を隠したとき。

二 第十五条の三第五項（特殊船舶等の入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をしたとき。

三 第十七条の二第三項（特殊船舶等の出港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をしたとき。

四 第十九条（開港時間外の貨物の積卸し）の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして貨物の積卸しをしたとき。

五 第二十条の二第六項（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をしたとき。

六 第三十二条（見本の一時持出）（第三十六条第一項（保税地域についての規定の準用等）において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を見本として一時持ち出

第一百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

十八 第百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税関長（第百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

一 第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）、第六十七条の八第一項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）又は第九十四条第一項（帳簿の備付け等）（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して特例輸入関税関係帳簿、特定輸出関税関係帳簿又は関税関係帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はこれらの帳簿を隠した者

二 第十五条の三第五項（特殊船舶等の入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

三 第十七条の二第三項（特殊船舶等の出港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

四 第十九条（開港時間外の貨物の積卸し）の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして貨物の積卸しをした者

五 第二十条の二第六項（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

六 第三十二条（見本の一時持出）（第三十六条第一項（保税地域についての規定の準用等）において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を見本として一時持ち出

したとき。

七 第三十四条又は第六十一条の三（記帳義務）（第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又は帳簿を隠したとき。

八 第三十四条の二（外国貨物等を出すことの確認義務）の規定に違反して外国貨物（信書及び輸出の許可を受けた貨物を除く。）又は輸入の許可を受けた貨物を保税地域から出したとき。

九 第三十六条第二項の規定に違反して内容の点検又は改装、仕分その他の手入れをしたとき。

十 外国貨物又は輸出しようとする貨物につき第四十条第一項又は第二項（貨物の取扱い）（第四十九条（指定保税地域についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により指定保税地域内又は保税蔵置場において認められる行為以外の行為をしたとき。

十一 第四十一条の三第一項又は第四十五条の二第一項（業務改善命令）（第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）、第六十二条の七及び第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

十二 第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を保税作業のため保税工場又は総合保税地域から出したとき。

十三 第六十一条の四において準用する第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定に違反して承認を受けないで外国貨物を保

した者

七 第三十四条の二又は第六十一条の三（記帳義務）（第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

八 第三十六条第二項の規定に違反して内容の点検又は改装、仕分その他の手入れをした者

九 外国貨物又は輸出しようとする貨物につき第四十条第一項又は第二項（貨物の取扱い）（第四十九条（指定保税地域についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により指定保税地域内又は保税蔵置場において認められる行為以外の行為をした者

十 第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を保税作業のため保税工場又は総合保税地域から出した者

十一 第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定に違

税作業に使用し、又は第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為をしたとき。

十四 外国貨物につき第六十二条の二第三項（保税展示場の許可）又は第六十二条の八第一項の規定により保税展示場又は総合保税地域内において認められる行為以外の行為をしたとき。

十五 第六十二条の三第一項（保税展示場に入る外国貨物に係る手続）の規定による申告をせず、若しくは偽った申告をし、又は同項の税関長の承認を受けないで第六十二条の二第三項の行為（第六十二条の三第四項の規定によりすることができることとされている行為を除く。）をしたとき。

十六 第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して制限された場所以外の場所に同項の貨物を蔵置し、又は同項の規定による報告の求めに応じず、若しくは偽った報告をしたとき。

十七 第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して制限された場所以外の場所に同項の貨物を蔵置し、又は同項の規定による報告の求めに応じず、若しくは偽った報告をしたとき。

十八 第六十二条の十一（販売用貨物等を入れることの届出）の規定による届出をせず、又は偽った届出をして同条に規定する外国貨物を総合保税地域に入れたとき。

第一百六条 重大な過失により第一百一条第一項第二号（許可を受けないで輸出入する等の罪）、第一百十二条（許可を受けないで不開港に出入する罪）、第一百十四条、第一百十四条の二（第十六号及び第十

反して承認を受けないで外国貨物を保税作業に使用し、又は第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為をした者

十二 外国貨物につき第六十二条の二第三項（保税展示場の許可）又は第六十二条の八第一項の規定により保税展示場又は総合保税地域内において認められる行為以外の行為をした者

十三 第六十二条の三第一項（保税展示場に入る外国貨物に係る手続）の規定による申告をせず、若しくは偽った申告をし、又は同項の税関長の承認を受けないで第六十二条の二第三項の行為（第六十二条の三第四項の規定によりすることができることとされている行為を除く。）をした者

十四 第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して制限された場所以外の場所に同項の貨物を蔵置し、又は同項の規定による報告の求めに応じず、若しくは偽った報告をした者

十五 第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して制限された場所以外の場所に同項の貨物を蔵置し、又は同項の規定による報告の求めに応じず、若しくは偽った報告をした者

十六 第六十二条の十一（販売用貨物等を入れることの届出）の規定による届出をせず、又は偽った届出をして同条に規定する外国貨物を総合保税地域に入れた者

第一百六条 重大な過失により第一百一条第一項第二号（許可を受けないで輸出入する等の罪）、第一百十三条（許可を受けないで不開港に出入する罪）、第一百十四条、第一百十四条の二（第十六号及び第十

七号を除く。）、第百十五条（報告を怠つた等の罪）又は第百十五条の二（第一号、第七号、第十一号及び第十八号を除く。）（帳簿の記載を怠つた等の罪）の罪を犯した場合には、当該違反行為をした者は、当該各条の罰金刑を科する。

第一百十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産について、第一百八条の四から第百十二条まで（輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪・関税を免れる等の罪・許可を受けないで輸出入する等の罪・密輸貨物の運搬等をする罪・用途外に使用する等の罪）第一百十三条の二（電磁的記録提供命令に違反する等の罪）、第一百十三条の三（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）、第一百十四条の二（報告を怠つた等の罪）、第一百十五条の二（帳簿の記載を怠つた等の罪）又は前条に該当するの記載を怠つた等の罪）又は前条に該当する違反行為（同条中第百十三条（許可を受けないで不開港に出入する罪）、第一百十四条及び第一百十五条（報告を怠つた等の罪）に係るもの）をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人の罰金刑を科する。

254 (省略)

（臨検、搜索又は差押え等）

第一百二十二条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思料するものの差押え又は電磁的記録提供命令（次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記

第一百十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産について、第一百八条の四から第百十二条まで（輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪・関税を免れる等の罪・許可を受けないで輸入する等の罪・密輸貨物の運搬等をする罪）、第一百十二条の二（用途外に使用する等の罪・密輸貨物の運搬等をする罪）、第一百十三条の二（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）、第一百十四条の二（報告を怠つた等の罪）、第一百十五条の二（帳簿の記載を怠つた等の罪）又は前条に該当する違反行為（同条中第百十三条（許可を受けないで不開港に出入する罪）、第一百十四条及び第一百十五条（報告を怠つた等の罪）に係るもの）をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

254 同上

（臨検、搜索又は差押え等）

第一百二十三条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じ

七号を除く。）、第百十五条（報告を怠つた等の罪）又は第百十五条の二（第一号、第七号及び第十六号を除く。）（帳簿の記載を怠つた等の罪）の罪を犯した者は、当該各条の罰金刑を科する。

5 (省略)	4 3 2 1	<p>録を提供することを命ずる命令（提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものに限る。）をいう。以下同じ。）をすることができる。ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。</p> <p>一 電磁的記録を保管する者 次のイ又はロに掲げる方法</p> <p>イ 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法</p> <p>ロ 電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法</p> <p>二 電磁的記録を利用する権限を有する者（前号に掲げる者を除く。） 同号イ又はロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）</p> <p>（省略）</p> <p>税関職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該電磁的記録提供命令を受ける者に対し、一年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかつたことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。</p> <p>前三項の場合において、急速を要するときは、税関職員は、臨検すべき物件若しくは場所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を提供させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、前三項の処分をすることができる。</p> <p>3 2 2 2 3 </p> <p>前二項の場合において、急速を要するときは、税関職員は、臨検すべき物件若しくは場所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、前二項の処分をすることができる。</p>
4	2 2 2 2	<p>同上</p>

6| 許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

7| 税関職員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

8| 第五項の規定による請求があつた場合において、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官が許可状を発するときは、当該裁判官は、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名並びに臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者並びに提供の方法並びに請求者の官職氏名、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項、発付の年月日及び裁判所名その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、又は記録した許可状を税関職員に発しなければならない。

一 当該許可状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は

執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を返還しなければならない旨

二 当該許可状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず税関職員の使用に係る電子計算機から許可状を消去することその他最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を当該裁判官に提出しなければならない旨

9| 第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載し、又は記録しなければならない。

10| 許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め

5|

前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名並びに臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければならない。

6|

第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

る措置がとられたものでなければならない。

一 当該許可状が書面による場合 当該裁判官が記名押印すること。

二 当該許可状が電磁的記録による場合 当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

11 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、第三項の許可をするときは、許可状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を

命ずる期間を記載し、又は記録しなければならない。

12 税関職員は、許可状を他の税関職員に提供して、臨検、捜索、差押え又は電磁的記録提供命令をさせることができる。

（通信事務を取り扱う者に対する差押え）

第一百二十二条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の発付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2 税関職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の発付を受けて、これを差し押さえることができる。

3 同上

（通信履歴の電磁的記録の保全要請）

7 税関職員は、許可状を他の税関職員に交付して、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをさせることができる。

（通信事務を取り扱う者に対する差押え）

第一百二十二条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2 税関職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

3 同上

（通信履歴の電磁的記録の保全要請）

第一百二十三条 税関職員は、差押えをし、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することができるための設備を設置する者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面により又は電磁的記録により求めることができる。この場合において、当該求めに係る電磁的記録について差押えをし、又は電磁的記録提供命令により当該電磁的記録を提供させる必要がないと認めるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

2・3 (省略)

(現行犯事件の臨検、捜索又は差押え)

第一百二十四条 税関職員は、現に犯則を行い、又は現に犯則を行い終わつた者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の発付を受けることができないときは、その犯則の現場において第一百二十一條第一項（臨検、捜索又は差押え等）の臨検、捜索又は差押えをすることができる。

2 税関職員は、現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顯著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がないと明らかに認められる者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の発付を受けることができないときは、その者の所持する物件に対して第一百二十一條第一項の臨検、捜索又は差押えをすることができる。

第一百二十四条 税関職員は、現に犯則を行い、又は現に犯則を行い終わつた者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その犯則の現場において第一百二十一條第一項（臨検、捜索又は差押え等）の臨検、捜索又は差押えをすることができる。

2 税関職員は、現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顯著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がないと明らかに認められる者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その者の所持する物件に対して第一百二十一條第一項の臨検、捜索又は差押えをすることができる。

（臨検、捜索又は差押え等に際しての必要な処分）

第一百二十六条 税関職員は、臨検、捜索又は差押えをするため必要があるときは、錠を外し、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2 前項の処分は、領置物件、差押物件又は電磁的記録提供命令（第一百二十二条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体についても、することができる。

3 税関職員は、電磁的記録提供命令（第一百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させた場合には、当該電磁的記録の内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができる。

（許可状の提示等）

第一百二十八条 臨検、捜索、差押え又は電磁的記録提供命令の許可状については、これらの処分を受ける者に對し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 許可状が書面である場合 許可状を示すこと。

二 許可状が電磁的記録である場合 財務省令で定めるところにより、許可状に記録された事項及び第一百二十二条第十項（第二号に係る部分に限る。）（臨検、捜索又は差押え等）の規定による措置に係る地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

2 税関職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、前項の規定による措置をとるため必要があるときは、地方裁判所又は簡易裁

（臨検、捜索又は差押え等に際しての必要な処分）

第一百二十八条 税関職員は、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2 前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。

（許可状の提示）

第一百二十八条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

判所の裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建物若しくは船舶内に入ることができる。

3 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の許可をするときは、許可状に立ち入るべき場所を記載し、又は記録しなければならない。

4 税関職員が電磁的記録提供命令をする場合（第二項の許可を受けた場合に限る。）における第一項の規定による措置をとるについては、次に掲げる処分その他必要な処分をすることができる。

- 一 錠を外すこと。
- 二 何人に対しても、税関職員の許可を受けないで当該措置をとる場所出入りすることを禁止すること。
- 三 この項（前号に係る部分に限る。）の規定による処分に従わない者について、これを退去させ、又は当該措置をとり終わるまでこれに看守者を付すること。

（身分の証明）

第一百二十九条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え若しくは電磁的記録提供命令をし、又は開示を求めるときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（警察官等の援助）

第一百三十条 税関職員は、臨検、捜索、差押え又は電磁的記録提供命令をするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。

（所有者等の立会い）

第一百三十一条 税関職員は、人の住居、人の看守する邸宅若しくは建

（身分の証明）

第一百二十九条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え若しくは記録命令付差押えをし、又は開示を求めるときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（警察官等の援助）

第一百三十条 税関職員は、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。

（所有者等の立会い）

第一百三十一条 税関職員は、人の住居、人の看守する邸宅若しくは建

造物又は船舶、航空機、車両若しくは倉庫その他の場所で臨検、捜索又は差押えをするときは、その所有者若しくは管理者（これらの代表者、代理人その他これらの方に代わるべき者を含む。）又はこれらの者の使用者若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

2～4（省略）

（領置目録等の作成等）

第一百三十二条 税関職員は、領置若しくは差押えをしたとき又は電磁的記録提供命令（第一百二十二条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により記録媒体を提出させたときは、書面又は電磁的記録をもつてその目録を作成し、領置物件若しくは差押物件の所有者、所持者若しくは保管者（第一百二十五条（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）の規定による処分処分）の規定による処分を受けた者を含む。）若しくは当該電磁的記録提供命令を受けた者又はこれらの者に代わるべき者に提供しなければならない。

2 電磁的記録提供命令（第一百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させた場合には、書面又は電磁的記録をもつてその目録を作成し、当該電磁的記録提供命令を受けた者又はこれに代わるべき者に提供しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

（領置物件等の処置）

第一百三十三条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その

造物又は船舶、航空機、車両若しくは倉庫その他の場所で臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、その所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの方に代わるべき者を含む。）又はこれらの者の使用者若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

2～4 同上

（領置目録等の作成等）

第一百三十二条 税関職員は、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件の所有者、所持者若しくは保管者（第一百二十五条（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）の規定による処分を受けた者を含む。）又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

（領置物件等の処置）

第一百三十三条 運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命

所有者又は所持者その他税関職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

2・3 (省略)

(領置物件等の還付等)

第一百三十四条 税関職員は、領置物件、差押物件又は電磁的記録提供命令（第一百二十二条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

2 税関長は、前項の領置物件、差押物件又は記録媒体について、その返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからぬため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

3 前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記録媒体について公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これは、国庫に帰属する。

4 (7) (省略)

(移転した上差し押された記録媒体の交付等)

第一百三十五条 税関職員は、次の各号に掲げる記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、当該各号に定める者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該各号に定める者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

令付差押物件は、その所有者又は所持者その他税関職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

2・3 同上

(領置物件等の還付等)

第一百三十五条 税関職員は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

2 税関長は、前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について、その返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからぬため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

3 前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

4 (7) 同上

(移転した上差し押された記録媒体の交付等)

第一百三十五条 税関職員は、第一百二十五条（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押された記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。

			一 第百二十五条（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押された記録媒体 差押えを受けた者
二	電磁的記録提供命令（第一百二十二条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。）により提出させた記録媒体 電磁的記録提供命令を受けた者	2・3	（省略）
2・3	（電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録の複写）	2・3	同上
3	第一百三十五条の二 税関職員は、電磁的記録提供命令（第一百二十二条第一項第一号ロ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなつたときは、当該者の請求により又は職権で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。	3	前項において準用する第一百三十四条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の複写の請求がないときは、その複写をさせることを要しない。

（鑑定等の嘱託）

第一百三十六条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録

（鑑定等の嘱託）

第一百三十六条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託す

(次項及び第六項において「物件」という。)についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者(第六項及び第八項において「鑑定人」という。)は、前項の税関職員の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

(省略)

4 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の請求があつた場合において、当該請求を相当と認めるときは、許可状を税関職員に発しなければならない。

5 前項の許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

6 第四項の許可状には、犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、発付の年月日及び裁判所名その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

7 第四項の許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一 当該許可状が書面による場合 当該裁判官が記名押印すること。

二 当該許可状が電磁的記録による場合 当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

8 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に対し、次の各号に掲げる場

ることができる。

2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者(第四項及び第五項において「鑑定人」という。)は、前項の税関職員の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3 同上

4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)、罪名

、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければならない。

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなけれ

合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

ばならない。

- 一 第四項の許可状が書面である場合 同項の許可状を示すこと。
- 二 第四項の許可状が電磁的記録である場合 財務省令で定めると

ころにより、同項の許可状に記録された事項及び前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る当該裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

（臨検、捜索又は差押えの夜間執行の制限等）

第一百三十七条 臨検、捜索又は差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載又は記録がなければ、日没から日出までの間には、してはならない。ただし、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所でその公開した時間内にこれらの处分をする場合及び第一百二十四条（現行犯事件の臨検、捜索又は差押え）の規定により処分をする場合は、この限りでない。

2 日没前に開始した臨検、捜索又は差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

- 3 第百二十八条第二項（許可状の提示等）の規定にかかわらず、日没から日出までの間には、許可状（同条第三項の規定により立ち入るべき場所が記載され、又は記録されたものに限る。）に夜間でも許可状の提示をすることができる旨の記載又は記録がなければ、電磁的記録提供命令をする場合における同条第一項の規定による措置をとるため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。ただし、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所でその公開した時間内に入る場合は、この限りでない。

（处分中の出入りの禁止）

第一百三十八条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、

（臨検、捜索又は差押え等の夜間執行の制限）

第一百三十七条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、してはならない。ただし、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所でその公開した時間内にこれらの処分をする場合及び第一百二十四条（現行犯事件の臨検、捜索又は差押え）の規定により処分をする場合は、この限りでない。

2 日没前に開始した臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

（处分中の出入りの禁止）

第一百三十八条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、

臨検、搜索若しくは差押えをし、又は開示を求める間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

(執行を中止する場合の処分)

第一百三十九条 臨検、搜索又は差押えの許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

(検査証明書の提供)

第一百四十条 搜索をした場合において、証拠物又は没収すべき物件がないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）を提供しなければならない。ただし、電磁的記録をもつて作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

(調査の作成)

第一百四十二条 税関職員は、この節の規定により質問をしたときは、その調査（電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下この条において同じ。）を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い合わせ、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調査に記載し、質問を受けた者とともにこれを署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

- | | |
|----------------------|--------------|
| 一 調査を書面をもつて作成する場合 | 調査 |
| 二 調査を電磁的記録をもつて作成する場合 | 調査の内容を表示したもの |

前項の調査には、税関職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ

(執行を中止する場合の処分)

第一百三十九条 臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

(検査証明書の交付)

第一百四十条 搜索をした場合において、証拠物又は没収すべき物件がないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

(調査の作成)

第一百四十二条 税関職員は、この節の規定により質問をしたときは、その調査を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い合わせ、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調査に記載し、質問を受けた者とともにこれを署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

- | | |
|----------------------|--------------|
| 一 調査を書面をもつて作成する場合 | 調査 |
| 二 調査を電磁的記録をもつて作成する場合 | 調査の内容を表示したもの |

前項の調査には、税関職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ

臨検、搜索、差押え若しくは記録命令付差押えをし、又は開示を求める間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

5		3	
一	二	一	二
調書を書面をもつて作成する場合	調書を電磁的記録をもつて作成する場合	調書を書面をもつて作成する場合	調書を電磁的記録をもつて作成する場合
調書に署名押印すること。	調書に署名押印すること。	調書に署名押印すること。	調書に署名押印すること。
立会人の署名押印に代わる措置をとること。	立会人の署名押印に代わる措置をとること。	立会人の署名押印に代わる措置をとること。	立会人の署名押印に代わる措置をとること。

3		2	
一	二	一	二
調書を書面をもつて作成する場合	調書を電磁的記録をもつて作成する場合	調書を書面をもつて作成する場合	調書を電磁的記録をもつて作成する場合
調書	調書の内容を表示したるもの	調書	調書の内容を表示したもの
前項の調書には、税関職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、立会人とともに当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、立会人が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。	前項の調書には、税関職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、立会人とともに当該各号に定める措置をとらなければならない。ただし、立会人が当該措置をとらず、又は当該措置をとることができないときは、その旨を付記すれば足りる。	税関職員は、この節の規定により臨検、捜索又は差押えをしたときは、その調書を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを立会人に示さなければならない。	税関職員は、この節の規定により検査又は領置をしたときは、その調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

（税関長の通告処分等）

第一百四十六条 税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額、没収に該当する物件、追徴金に相当する金額並びに書類の送達並びに差押物件又は電磁的記録提供命令（第一百二十二条第一項第一号イ（臨検、捜索又は差押え等）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体の運搬及び保管に要した費用を税関に納付すべき旨を書面により通告しなければならない。この場合において、没収に該当する物件については、納付の申出のみをすべき旨を通告することができる。

256 (省略)

（検察官への引継ぎ）

第一百四十八条 (省略)

2 第百四十四条（申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件についての告発）の規定による告発又は前項の告発は、書面により又は財務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織（検察官の使用に係る電子計算機と税関職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により行い、第一百四十二条第一項、第三項又は第四項（調書の作成）に規定する調書を添えて、領置物件、差押物件又は電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは差押目録又は提供させた電磁的記録があるときは、これを領置目録、差押目録又は電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体若しくは提供させた電磁的記録に係る目録とともに検察官に引き継がなければならない。

3 前項の領置物件又は差押物件が第一百三十三条第一項（領置物件等

（税関長の通告処分等）

第一百四十六条 税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額、没収に該当する物件、追徴金に相当する金額並びに書類の送達並びに差押物件又は記録命令付差押物件の運搬及び保管に要した費用を税関に納付すべき旨を書面により通告しなければならない。この場合において、没収に該当する物件については、納付の申出のみをすべき旨を通告することができる。

256 同上

（検察官への引継ぎ）

第一百四十八条 同上

2 第百四十四条（申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件についての告発）の規定による告発又は前項の告発は、書面をもつて行い、第一百四十二条各項（調書の作成）に規定する調書を添付し、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件があるときは、これを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに検察官に引き継がなければならない。

3 前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が第一百三十三

の処置)の規定による保管に係るものである場合においては、同項の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同項の規定により当該物件を保管させた者に通知しなければならない。

4 前二項の規定により領置物件、差押物件又は電磁的記録提供命令(第百二十一項第一号イ(臨検、捜索又は差押え等)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)により提出させた記録媒体が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定により検察官によつて押収されたものとみなす。

5 第二項の規定により電磁的記録提供命令(第百二十一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)により提供させた電磁的記録が引き継がれたときは、当該電磁的記録は、検察官が刑事訴訟法の規定によつてする同法第百二条の二第一項(電磁的記録提供命令)に規定する電磁的記録提供命令(同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)により提供されたものとみなす。

6 (省略)

(犯則の心証を得ない場合の通知等)

第百四十九条 税関長は、犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合においては、その旨を犯則嫌疑者に通知しなければならない。この場合において、物件の領置、差押え又は電磁的記録提供命令があるときは、その解除を命じなければならない。

条第一項(領置物件等の処置)の規定による保管に係るものである場合においては、同項の保管証をもつて引き継ぐとともに、その旨を同項の規定により当該物件を保管させた者に通知しなければならない。

4 前二項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定により検察官によつて押収されたものとみなす。

5 同上

(犯則の心証を得ない場合の通知等)

第百四十九条 税関長は、犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合においては、その旨を犯則嫌疑者に通知しなければならない。この場合において、物件の領置、差押え又は記録命令付差押えがあるときは、その解除を命じなければならない。

（傍線の部分は改正部分）

（暫定税率）	改 正 案	（暫定税率）	現 行
<p>第二条 別表第一に掲げる物品で令和九年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で令和九年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるもの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p>	<p>第二条 別表第一に掲げる物品で令和八年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で令和八年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるもの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p>	<p>（航空機部分品等の免税）</p> <p>第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、令和十一年三月三十日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。</p> <p>一〇四（省略）</p>	<p>（航空機部分品等の免税）</p> <p>第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、令和八年三月三十日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。</p> <p>一〇四 同 上</p>
<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から令和八年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表（以下「告示等」という。）をする数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品について、その超えることとなつた月の翌々月の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該</p>	<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から令和七年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表（以下「告示等」という。）をする数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品について、その超えることとなつた月の翌々月の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該</p>		

年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国との譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、令和八年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定（一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（経済連携協定原

年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国との譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の一において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、令和七年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定（一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（経済連携協定原

產品を除く。第八項において「締約国産物品」という。)に係る輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。)を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。

2(7)(省略)

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量(令和八年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量)について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合(令和八年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。)には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

(課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から令和八年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税定率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及

產品を除く。第八項において「締約国産物品」という。)に係る輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。)を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。

2(7)同上

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量(令和七年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量)について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合(令和七年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。)には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

(課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から令和七年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税定率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及

び同表において同じ。) を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一〇四 (省略)

2・3 (省略)

(豚肉等に係る特別緊急関税)

第七条の六 平成七年度から令和八年度までの各年度において、当該年度中の関税定率法別表第一〇一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）、同表第一〇二〇三・一一号の二、第一〇二〇三・一二号の二、第一〇二〇三・一九号の二、第一〇二〇三・二一号の二、第一〇二〇三・二二号の二及び第一〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第一〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第一〇二一〇・一一号、第一〇二一〇・一二号、第一〇二一〇・一九号及び第一〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（次項第一号及び第五項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和八年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて

び同表において同じ。) を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一〇四 同上

2・3 同上

(豚肉等に係る特別緊急関税)

第七条の六 平成七年度から令和七年度までの各年度において、当該年度中の関税定率法別表第一〇一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）、同表第一〇二〇三・一一号の二、第一〇二〇三・一二号の二、第一〇二〇三・一九号の二、第一〇二〇三・二一号の二、第一〇二〇三・二二号の二及び第一〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第一〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第一〇二一〇・一一号、第一〇二一〇・一二号、第一〇二一〇・一九号及び第一〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（次項第一号及び第五項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和七年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて

経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（以下この項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。）との合計数量を控除した輸入数量（第五項において「協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2～4（省略）

5 財務大臣は、平成七年度から令和八年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量（令和八年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和八年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）

第八条 加工又は組立てのため、令和十一年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品（関税率率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。）で、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超える税関長が指定する期間）以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形狀

経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（以下この項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。）との合計数量を控除した輸入数量（第五項において「協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2～4 同上

5 財務大臣は、平成七年度から令和七年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量（令和七年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和七年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）

第八条 加工又は組立てのため、令和八年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品（関税率率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。）で、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超える税関長が指定する期間）以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形狀

状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一・三 (省略)

2 (省略)

(暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用)

第八条の五 第二条及び第八条の二に規定する物品に対する関税定率法第六条第一項若しくは第二項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第一項若しくは第二項、第八条の二第一項又は第九条第一項、第四項若しくは第八項の規定の適用については、これらの規定中「別表の税率」とあるのは、「別表の税率(関税暫定措置法第二条、第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の六第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の税率の適用があるときは、その適用される税率)」とする。

2 (省略)

番号	別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)	品名	関税定率法別表の	
			税率	品名
一八・〇六	(省略)	一八〇六・一〇	含有する調製食料品 チヨコレートその他のココアを ココア粉(砂糖その他の甘味 料を加えたものに限る。)	一砂糖を加えたもののう

番号	別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)	品名	関税定率法別表の	
			税率	品名
一八・〇六	同上	一八〇六・一〇	同上	同上

(暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用)

第八条の五 第二条及び第八条の二に規定する物品に対する関税定率法第六条第一項若しくは第二項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第一項若しくは第二項又は第九条第一項、第四項若しくは第八項の規定の適用については、これらの規定中「別表の税率」とあるのは、「別表の税率(関税暫定措置法第二条、第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の六第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の税率の適用があるときは、その適用される税率)」とする。

2 同上

により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一・三 同上

2 同上

七

しょ糖の含有量が全
重量の五〇%以上の
もの

一八〇六・一〇

その他の調製品（塊状、板状、又は棒状のもので、その重量及び液状、ペースト状、粉状及び粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）

一 (省略)
二 その他のも

(一) 砂糖を加えたもの

B A
ち その他もののう (省略)

しょ糖の含有量
が全重量の五〇
%以上のもの

(二)
(省略)

一九〇一

麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全

（省略）（省略）（省略）（省略）

一九 同
•
〇 上

一八〇六・二〇

同 同 同
上 上 (二) (一) 二 一
同 同 同 同
上 同 同 上 上
上 上 上 上
上

同	同	同	同
上	上	上	上

に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) 及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)

二一〇六・一〇	(省略)	一九〇一・九〇	(省略)
二 一 その他のもの	(省略)	二 一 その他のもの	(省略)
二一〇六・一〇	調製食料品(他の項に該当するものを除く。) たんぱく質濃縮物及び纖維状にしたたんぱく質系物質	(b) A 砂糖を加えたもの	第一〇四・〇四項までの物品の調製食料品
二 一 その他のもの		二 一 その他のもの	(-) 第〇四・〇一項から

(省略)	(省略)	二〇・一%	(省略)	(省略)
------	------	-------	------	------

二一〇六・一〇	同上	一九〇一・九〇	同上
二 一 同上	同上	二 一 同上	同上
同 同上		(-) 同上	
二 一 同上	(b) A 同上	二 一 同上	同上

同上	三二・二%	同上	同上
----	-------	----	----

(省略)
(削る)

(省略)
(削る)

(省略)
(削る)

同上
二七・一〇

同上

石油及び歴青油 (原油を除く。 これらの調製品 (石油又は 歴青油の含有量が全重量の七〇 %以上のもので、かつ、石油又 は歴青油が基礎的な成分を成す ものに限るものとし、他の項に 該当するものを除く。) 並びに 該当するものを除く。) 並びに 廃油	石油及び歴青油 (原油を除く。 .) 並びにこれらの調製品 (石油 又は歴青油の含有量が全 重量の七〇%以上のもので、 かつ、石油又は歴青油が基礎 的な成分を成すものに限るも のとし、バイオディーゼルを 含有するもの及び他の号に該 当するものを除く。)	軽質油及びその調製品 石油及び歴青油 (石 油及び歴青油以外の 物品を加えたもので 、その物品の重量が 全重量の五%未満の ものを含む。) 揮発油	C その他のもの うち
--	---	--	-------------------

同上

二七一〇·一九

二七一〇・二〇

(二)

軽油のうち

の製造に使用するもの

無税

造に使用するもの

石油及び歴青油(原油を除く)

並びにこれらの調製品(

石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、
かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、
バイオデイーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。)

一 石油及び歴青油(石油

及び歴青油以外の物品

を加えたもので、その

物品の重量が全重量の

五%未満のものを含む

(一)

揮発油

°

C

ち その他もののう

政令で定める石

油化学製品の製

造に使用するも

(省略)

(省略)

(省略)

同上

同上

(三) 軽油のうち
B (二) 灯油の
ち その他のもののうち
使用するもの
政令で定める石油
化学製品の製造に
の
造に使用するも
政令で定める石
油化学製品の製

同上

無税 無税 無税

別表第一の八 豚肉等に係る特別緊急關稅に係る暫定關稅率表（第七条の六関係）

(省略)	品名	番号		税率
		平成七年四月一日から	平成八年三月三一日まで	
(省略)	平成八年三月三一日までに輸入されるもの	平成八年三月三一日から	平成九年三月三一日まで	平成一年四月一日から
(省略)	平成九年三月三一日までに輸入されるもの	平成九年三月三一日から	平成一〇年三月三一日まで	平成二年四月一日から
(省略)	平成一〇年三月三一日までに輸入されるもの	平成一〇年三月三一日から	平成一一平成一二年三月三一日まで	平成二年四月一日から
(省略)	平成一一平成一二年三月三一日までに輸入されるもの	平成一一平成一二年三月三一日から	平成一二年三月三一日まで	平成二年四月一日から
(省略)	平成一二年三月三一日までに輸入されるもの	平成一二年三月三一日から	平成一〇年三月三一日まで	平成二年四月一日から
(省略)	平成一〇年三月三一日までに輸入されるもの	平成一〇年三月三一日から	平成一一平成一二年三月三一日まで	平成二年四月一日から
(省略)	平成一一平成一二年三月三一日までに輸入されるもの	平成一一平成一二年三月三一日から	平成一二年三月三一日まで	平成二年四月一日から
(省略)	平成一二年三月三一日までに輸入されるもの	平成一二年三月三一日から	平成一〇年三月三一日まで	平成二年四月一日から

別表第一の八 豚肉等に係る特別緊急關稅に係る暫定關稅率表（第七条の六関係）

同上	品名	番号		税率
		平成七年四月一日から	平成八年三月三一日まで	
同上	平成八年三月三一日までに輸入されるもの	平成八年三月三一日から	平成九年三月三一日まで	平成一年四月一日から
同上	平成九年三月三一日までに輸入されるもの	平成九年三月三一日から	平成一〇年三月三一日まで	平成二年四月一日から
同上	平成一〇年三月三一日までに輸入されるもの	平成一〇年三月三一日から	平成一一平成一二年三月三一日まで	平成二年四月一日から
同上	平成一一平成一二年三月三一日までに輸入されるもの	平成一一平成一二年三月三一日から	平成一二年三月三一日まで	平成二年四月一日から
同上	平成一二年三月三一日までに輸入されるもの	平成一二年三月三一日から	平成一〇年三月三一日まで	平成二年四月一日から
同上	平成一〇年三月三一日までに輸入されるもの	平成一〇年三月三一日から	平成一一平成一二年三月三一日まで	平成二年四月一日から
同上	平成一一平成一二年三月三一日までに輸入されるもの	平成一一平成一二年三月三一日から	平成一二年三月三一日まで	平成二年四月一日から
同上	平成一二年三月三一日までに輸入されるもの	平成一二年三月三一日から	平成一〇年三月三一日まで	平成二年四月一日から

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（差押物件等の引渡し）</p> <p>第十四条（省略）</p> <p>2 合衆国軍隊の所有する物品を関税法又はこの法律の規定によつて領置若しくは差押えをした場合又は電磁的記録提供命令（関税法第百二十二条第一項第一号イ（臨検、搜索又は差押え等）に掲げる方法により提供を命ずるものに限る。以下この項において同じ。）により提出させた場合において、当該領置、差押え又は電磁的記録提供命令の事由が消滅したときは、税関長は、速やかに当該物品を領置若しくは差押えをし、又は電磁的記録提供命令により提出させた事由を記載した文書とともに、当該物品を合衆国軍隊に引き渡さなければならぬ。</p>	<p>（差押物件等の引渡し）</p> <p>第十四条 同上</p> <p>2 合衆国軍隊の所有する物品を関税法又はこの法律の規定によつて領置、差押え又は記録命令付差押えをした場合において、当該領置、差押え又は記録命令付差押えの事由が消滅したときは、税関長は、速やかに当該物品を領置、差押え又は記録命令付差押えをした事由を記載した文書とともに、当該物品を合衆国軍隊に引き渡さなければならぬ。</p>

	改 正 案	現 行
	（相殺関税等が還付される場合の消費税の還付）	（相殺関税等が還付される場合の消費税の還付）
第十四条	輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、その還付される関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付する。	輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付する。
一 関税定率法第七条第三十項（相殺関税）	一 関税定率法第七条第三十項（相殺関税の還付）	一 関税定率法第七条第三十項（相殺関税の還付）
二 関税定率法第八条第十一項又は第三十三項（不当廉売関税）（同法第八条の二第十六項（不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して課する関税）において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）	二 関税定率法第八条第十一項又は第三十三項（不当廉売関税の還付）	二 関税定率法第八条第十一項又は第三十三項（不当廉売関税の還付）
三 関税定率法第八条の二第十四項	三 関税定率法第九条第九項（緊急関税等）	三 関税定率法第九条第九項（暫定緊急関税の還付）
四 関税定率法第九条第九項（緊急関税等）	四 関税暫定措置法第七条の七第八項（経済連携協定に基づく関税の緊急措置）	四 関税暫定措置法第七条の七第八項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）
五 関税暫定措置法第七条の七第八項（経済連携協定に基づく関税の緊急措置）	五 関税暫定措置法第七条の七第八項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）	五 関税暫定措置法第七条の七第八項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）
2 前項（第一号、第二号（関税定率法第八条第三十三項に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分を除く。）の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。	2 前項（第一号及び第二号（関税定率法第八条第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。	2 前項（第一号及び第二号（関税定率法第八条第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。
3 第一項（第一号、第二号（関税定率法第八条第三十三項に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定による還付金について還付加算金（国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を加算金をいう。）を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定	3 第一項（第一号及び第二号（関税定率法第八条第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による還付金について還付加算金（国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を加算金をいう。）を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項の期間は、関税定率法第七条第二十九項又は第八条第三十二項の規定	3 第一項（第一号及び第二号（関税定率法第八条第三十三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による還付金について還付加算金（国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を加算金をいう。）を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項の期間は、関税定率法第七条第二十九項又は第八条第三十二項の規定

める日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当（同法第五十七条第一項（充当）の規定による充当をいう。以下この項において同じ。）をする日（同日前に充当をする（充當）の規定による充当をいう。以下この項において同じ。）をのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合）までの期間とする。

- | | | |
|---|---|--|
| 一 | 関税定率法第七条第二十九項の規定による還付の請求があつた場合 | 当該還付の請求があつた日 |
| 二 | 関税定率法第八条第三十二項（同法第八条の二第十六項において準用する場合を含む。）の規定による還付の請求があつた場合 | 当該還付の請求があつた日 |
| 三 | 関税定率法第八条の二第十項の規定による求めがあつた場合 | 当該求めがあつた日と当該求めに係る同条第一項の規定により関税が課された課税物品に係る消費税の納付があつた日とのいづれか遅い日 |

による還付の請求があつた日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当（国税通則法第五十七条第一項（充当）の規定による充当をいう。以下この項において同じ。）をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第二款 その他の特例	第二款 同上	第二款 同上
	（引取りに係る石油製品等の免税）	（引取りに係る石油製品等の免税）
第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当分の間（第四号に掲げる重油及び粗油を引き取るときは、令和十年三月三十一日までの間）、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。	第九十条の四 同上	第九十条の四 同上
一（省略）	一 同上	一 同上
二 関税定率法別表第二七一〇・一二二号の一の(一)のCの(a)又は第二七一〇・二〇号の一の(一)のCの(a)に掲げる揮発油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二七一〇・一二二号の一の(一)のC又は第二七一〇・二〇号の一の(一)のCに掲げる揮発油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	二 関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一二二号の一の(一)のB、第二七一〇・一九号の一の(一)のBの(a)若しくは第二七一〇・二〇号の一の(一)のBの(a)に掲げる灯油又は同表第二七一〇・一二二号の一の(一)のA、第二七一〇・一九号の一の(一)のA若しくは第二七一〇・二〇号の一の(一)のAに掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの
三 関税定率法別表第二七一〇・一二二号の一の(一)のBの(a)又は第二七一〇・一九号の一の(一)のBの(a)若しくは第二七一〇・二〇号の一の(一)のBの(a)に掲げる灯油又は同表第二七一〇・一二二号の一の(一)のA、第二七一〇・一九号の一の(一)のA若しくは第二七一〇・二〇号の一の(一)のAに掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	三 関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一二二号の一の(一)のB、第二七一〇・一九号の一の(一)のB若しくは第二七一〇・二〇号の一の(一)のBに掲げる灯油又は同表第二七一〇・一二二号の一の(一)のA、第二七一〇・一九号の一の(一)若しくは第二七一〇・二〇号の一の(一)に掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	三 関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一二二号の一の(一)のB、第二七一〇・一九号の一の(一)のB若しくは第二七一〇・二〇号の一の(一)のBに掲げる灯油又は同表第二七一〇・一二二号の一の(一)のA、第二七一〇・一九号の一の(一)若しくは第二七一〇・二〇号の一の(一)に掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの
四・五（省略）	四・五 同上	四・五 同上
2 2 7 （省略）		

	改 正 案	現 行
第三十条（省略）	（特定重要物資等に係る関税定率法との関係）	（特定重要物資等に係る関税定率法との関係）
第三十条 同上	2 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、不当廉売（関税定率法第八条第一項に規定する不当廉売をいう。以下この項において同じ。）がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業（不当廉売がされた貨物と同種の物資を生産している本邦の産業に限る。以下この項及び次項において同じ。）に実質的な損害を与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条第五項に規定する調査に関する事務を所掌する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。	2 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、不当廉売（関税定率法第八条第一項に規定する不当廉売をいう。以下この項において同じ。）された貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の物資を生産している本邦の産業に限る。以下この項において同じ。）に実質的な損害を与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条第五項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

条第四項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行ふことを求めることができる。

(省 略)

4| 4|

主務大臣は、前各項の規定による調査の求めをした場合であつて、当該調査を開始することが決定したときは、当該求めをした旨及びその求めに係る事実の概要を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第四十八条 (省 略)

2 主務大臣は、第三十条第一項から第四項までの規定の施行に必要

な限度において、その所管する事業に係る特定重要物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、これらの規定による調査の求めに必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3| 9 (省 略)

同 上

4| 3|

主務大臣は、前三項の規定による調査の求めをした場合であつて、当該調査を開始することが決定したときは、当該求めをした旨及びその求めに係る事実の概要を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第四十八条 同 上

2 主務大臣は、第三十条第一項から第三項までの規定の施行に必要

な限度において、その所管する事業に係る特定重要物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、これらの規定による調査の求めに必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3| 9 同 上